官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一八）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四九
会社その他
会社決算公告　五〇